別紙６　報酬・料金等の所得税徴収高計算書の様式及び記載要領

（第１片）

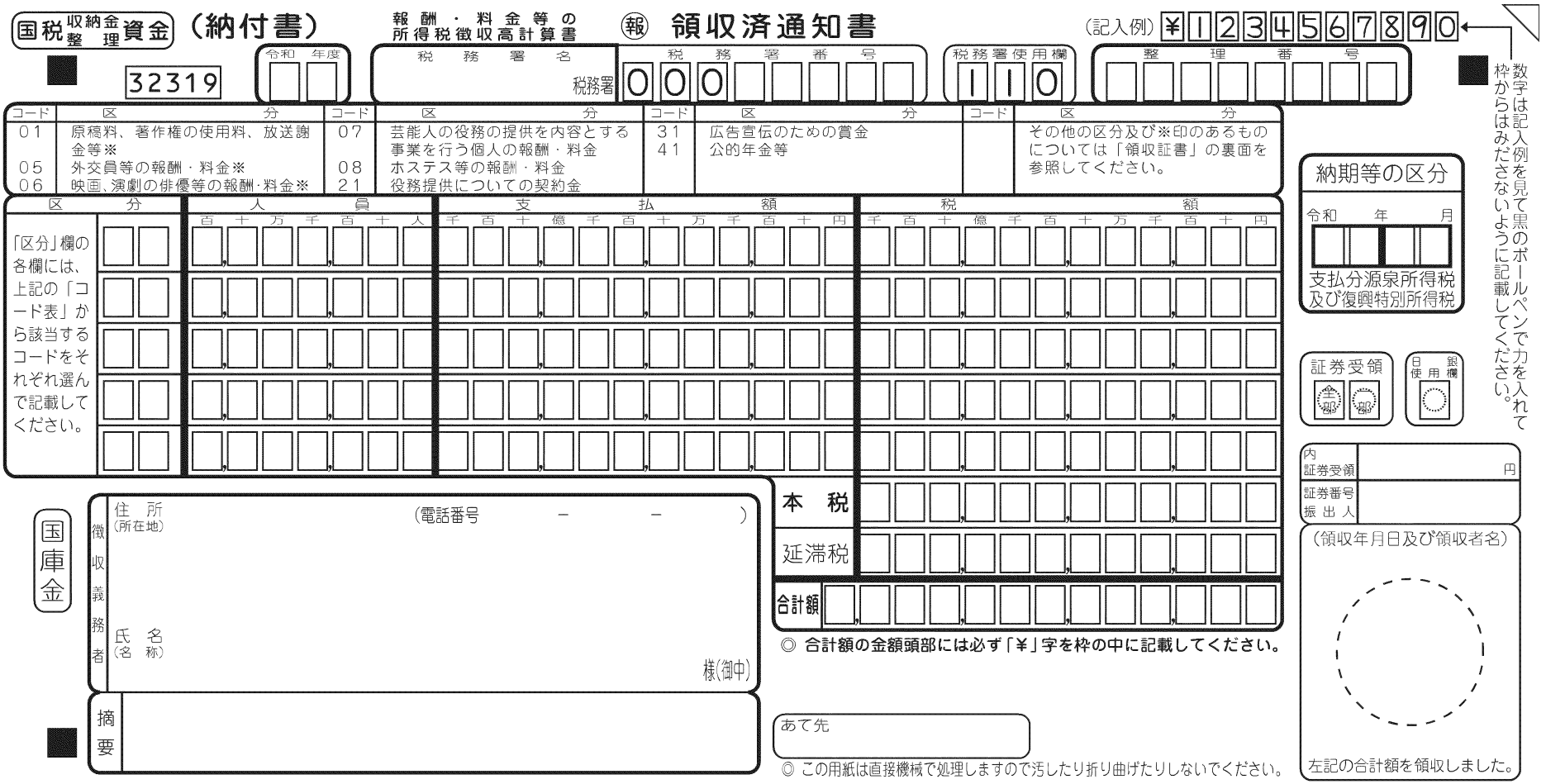

（第２片）

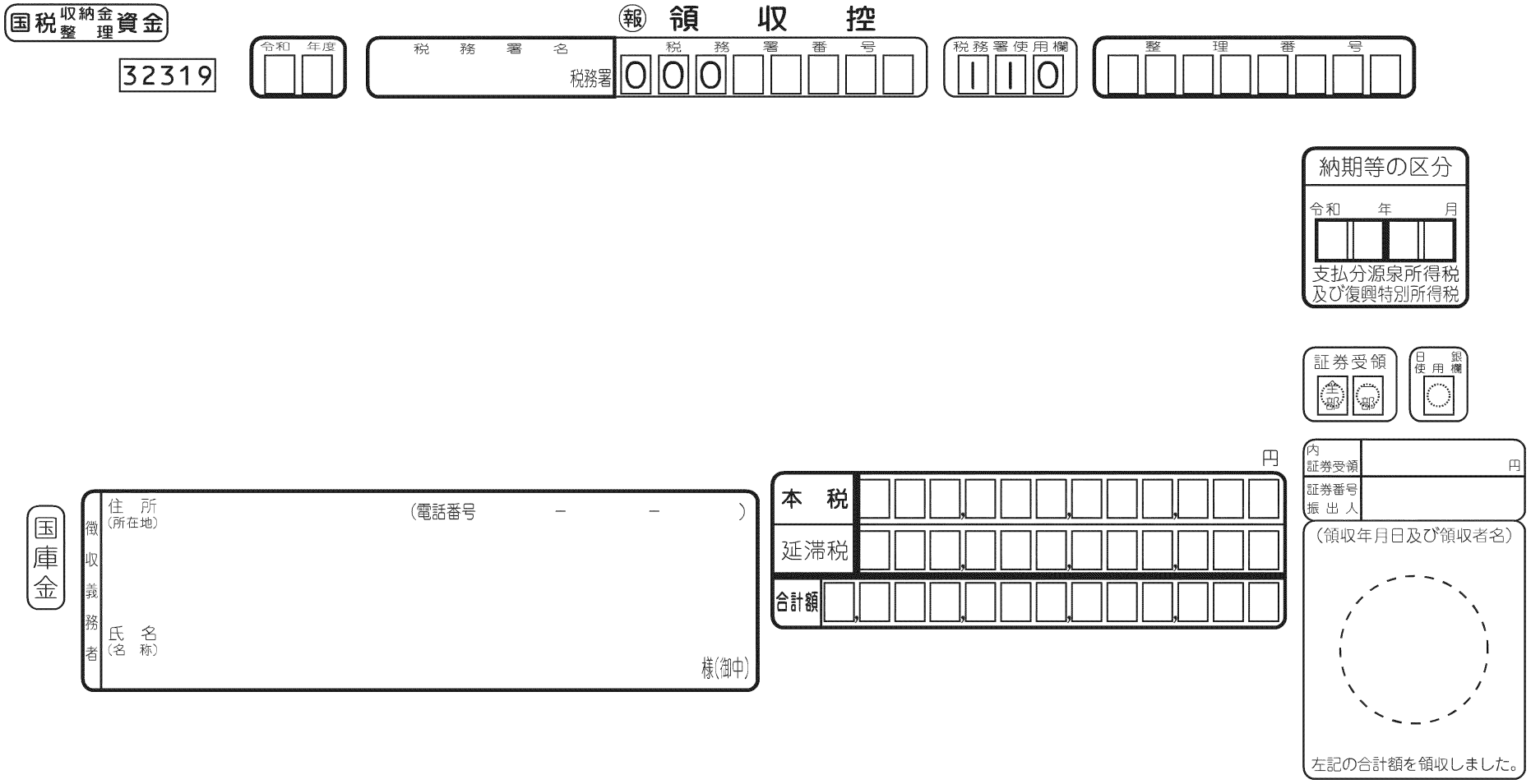
国税収納金整理資金
32319
令和 年度
税務署名
税務署
㊞領収控
税務署番号
000
税務署使用欄
110
整理番号
納期等の区分
令和 年 月
支払分源泉所得税
及び復興特別所得税
証券受領
日銀使用欄
国庫金
徴収義務者
住所
(所在地)
(電話番号 － －)
氏名
(名称)
様(御中)
円
本税
延滞税
合計額
内
証券受領
円
証券番号
振出人
(領収年月日及び領収者名)
左記の合計額を領収しました。

（第３片）

国税収納金整理資金

32319

報酬・料金等の所得税徴収高計算書（写）

㊞報 領収証書

令和 年度	税務署名	税務署番号	税務署使用欄	整理番号
	税務署	000	110	

コード	区分	コード	区分	コード	区分	コード	区分
01	原稿料、著作権の使用料、放送謝金等※	07	芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う個人の報酬・料金	31	広告宣伝のための賞金		その他の区分及び※印のあるものについては「領収証書」の裏面を参照してください。
05	外交員等の報酬・料金※	08	ホステス等の報酬・料金	41	公的年金等		
06	映画、演劇の俳優等の報酬・料金※	21	役務提供についての契約金				

区分	人員（百十万千百十人）	支払額（千百十億千百十万千百十円）	税額（千百十億千百十万千百十円）
「区分」欄の各欄には、上記の「コード表」から該当するコードをそれぞれ選んで記載してください。			

本税	
延滞税	
合計額	

納期等の区分

令和　年　月

支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　全部　一部

日銀使用欄

内証券　円

国庫金

徴収義務者

住所（所在地）　（電話番号　－　－　）

氏名（名称）　様（御中）

摘要

◎ 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかお確かめください。

（領収年月日及び領収者名）

左記の合計額を領収しました。

（第３片裏面）

記載のしかた

この納付書は、居住者や内国法人に支払う報酬・料金（弁護士、税理士、司法書士等の報酬を除きます。）、契約金、賞金、公的年金等又は生命保険契約等に基づく年金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を納付するときに使用してください。（納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。）

◎記載事項についてお分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

報酬・料金等のコード表(その他分)

(コード)	（区　分）
01	原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含みます。）又は工業所有権等の使用料、講演料等
02	社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬
03	職業野球の選手、競馬の騎手及びモデル等の業務に関する報酬・料金
04	職業拳闘家の業務に関する報酬
05	外交員、集金人及び電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金
06	映画、演劇その他の芸能やラジオ放送、テレビジョン放送に係る出演、演出又は企画の報酬・料金
32	個人の馬主が受ける競馬の賞金
61	生命･損害保険契約等に基づく年金
81	法人の馬主が受ける競馬の賞金

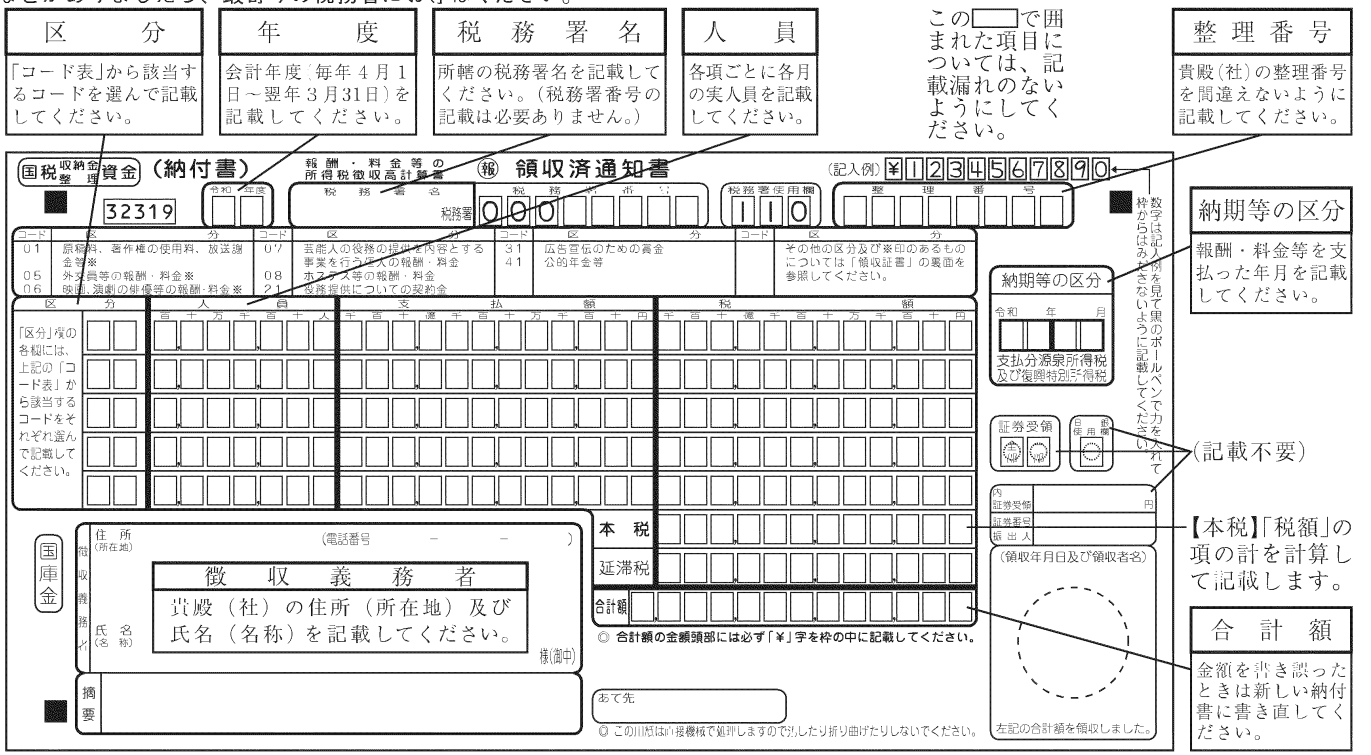

【摘要】報酬･料金等の金額から控除した金額(所得税法施行令第322条)がある場合にはその旨及びその金額を、また、源泉徴収を要しない公的年金等がある場合には、その旨及びその支払額を記載してください。
所得税法第205条第1号に掲げる報酬･料金又は契約金で同一人に対し一回に支払われる金額が100万円を超えるものがある場合には、その旨及びその超える部分の金額の合計額を記載してください。
芸能人の役務提供事業に関する源泉徴収免除証明書を提示した個人に対して支払った報酬･料金がある場合には、その旨及びその支払額を記載してください。

納付について

○　税金は、報酬・料金等を支払った月の翌月10日までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
納期限までに納付されない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。

○　この納付書は、３枚１組の複写式になっていますから、切り離さずに納付場所に提出してください。

○　公的年金等を支払う場合には、納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（領収済通知書）は所轄の税務署に直接提出又は送付してください。